東三河広域連合告示第７８号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和８年１１月１０日

東三河広域連合長　長坂　尚登

この告示による送達の効果は、令和８年１１月１７日に発生する。
なお、東三河広域連合介護保険課にて保管している書類は、住所又は居所が判明次第交付する。

公示送達書

介護保険法第１２９条に規定する保険料

送達すべき書類：介護保険法第１３６条及び東三河広域連合条例第５２条に規定する書類

No	氏名
1	田村　勝彦
2	ＳＥＩＮＯ　ＢＥＲＥＮＩＣＥ　ＳＨＩＧＵＥＹＯ
3	片岡　ルリコ
4	鈴木　良江
5	彦坂　孜郎
6	小島　稔
7	神尾　博三
8	伴　美智子
9	佐伯　まさ子
10	吉田　郁隆
11	安間　緑郎
12	松下　康喜
13	山田　直行
14	河合　信夫
15	八鍬　勉
16	ＰＥＲＥＩＲＡ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＡＲＬＩＮＤＯ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＯ
17	白井　康男
18	山本　幸治
19	中根　孝好
20	山見　浩司
21	松島　惠美子
22	伊川　美知子
23	大竹　滋雄
24	柴田　公夫
25	神谷　和利
26	竹内　政憲
27	石黒　房子
28	埴原　定子
29	ＳＨＩＭＡＭＵＲＡ　ＡＫＩＲＡ
＊＊以下余白＊＊	